

御殿浄水場清掃業務委託仕様書

(目的)

第1条 本業務は、香川県広域水道企業団高松ブロック統括センター御殿浄水場(以下「御殿浄水場」という。)清掃業務の適正を期するため、業務に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(履行業務)

第2条 受託者は、御殿浄水場の環境保全が図れるように契約書、仕様書に基づき、能率的かつ安全に業務を履行しなければならない。

(1) 業務名 御殿浄水場清掃業務委託

(2) 業務場所 高松市鶴市町

(3) 業務期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

ただし、日曜日、祝日、4月27日(土)、7月13日(土)、8月13日(火)、8月14日(水)、8月15日(木)、9月14日(土)、9月21日(土)、10月12日(土)、11月2日(土)、1月11日(土)、2月10日(月)及び2月22日(土)並びに12月29日から1月3日は除く。また、天災事変等の不可抗力や委託者が浄水場内での作業等により、清掃委託業務を必要としないと判断した日はこの限りではない。

(業務内容)

第3条 業務とは、次に掲げる業務とする。なお、履行については一週間(月曜日から土曜日)で業務を割り振り、偏りなく計画的に実施すること。ただし、その週において履行を必要としない日がある場合はこの限りではない。

(1) 御殿浄水場管理事務所棟

(ア) 事務所・監視室・休憩室・更衣室・洗面所・会議室の床を箒、電気掃除機、モップ等で清掃する。

(イ) トイレ清掃(床、便器・洗浄ノズル清掃含む。)

(ウ) 流し、洗面所清掃

(エ) 布団等の陰干し

(オ) 軍手・タオル等の清掃

(カ) ゴミの分別と数量確認

(2) 水道資料館

(ア) 旧事務室・旧唧筒室（旧ポンプ室）の床を箒、モップ等で清掃する。

(イ) トイレ清掃（床、便器・洗浄ノズル清掃含む。）

ただし、床はモップ等による清掃とする。

(ウ) 洗面所清掃

(エ) ゴミの分別と数量確認

(オ) 旧唧筒室（旧ポンプ室）2か所、旧事務室、北入口、駐車場の各1か所の計5か所について、午前10時に解錠し、午後5時までに施錠を行う。

(3) 各種報告書の作成 1式

(業務時間と履行回数)

第4条 業務時間は、原則として午前8時30分から12時まで、午後は13時30分から17時までとし、それぞれの履行を1回とする。

(使用材料等)

第5条 業務に関する必要な材料等は、受託者の負担とする。

(法令等の遵守)

第6条 受託者は業務の実施に当たっては関係法令、条例及び委託者の関係規定を遵守するものとする。

(業務の管理)

第7条 受託者はいかなる場合でも業務に必要な就業員を確保し、業務に支障をきたさぬよう努めるとともに、就業管理、安全管理及びその他保健衛生管理については十分注意を払わなければならない。受託者は業務実施状況等を記録した業務報告書を毎月末に御殿浄水場に提出し確認を受けなければならない。受託者は、業務の履行上他の必要な設備等を使用するときは、御殿浄水場の承諾を受けなければならない。

(業務の基準)

第8条 御殿浄水場は、受託者の行う業務が契約書及び仕様書の定めるところに適合しないと認めるときは、これに適合するよう受託者に申し入れすることができる。この場合、受託者は御殿浄水場の申し入れに従わなければならない。受託者は、御殿浄水場の許可なく御殿浄水場内の土地、建物並びに備品等を使用し、もしくは管理する一切のものを場外に持ち出さないこと。契約書及び仕様書の規定外の事項については、別途委託者と受託者で協議決定する。

(健康診断)

第9条 受託者は、業務の履行にあたって、水道法第21条第1項の規定による健康診断（検便検査）を受けるものとし、費用については委託者が負担するものとする。

（その他）

第10条 この仕様書に定めている規定外の事項については、別途委託者と受託者で協議決定する。